



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目 次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

\*41 和歌山県訓練手当支給規則の一部を改正する規則 (労働政策課)..... 1

### ○ 告示

\*416 和歌山県報発行規則第7条第1項の知事が定める場所 (総務学事課)..... 1

\*417 全国自治宝くじ事務協議会への相模原市の加入 (財政課)..... 1

418 平成22年度包括外部監査契約の締結 ( )..... 2

\*419 使用料の徴収事務の委託 (建築住宅課)..... 3

\*420 和歌山下津港雑賀崎地区における港湾環境整備施設の使用料の徴収事務の委託 (港湾空港振興課)..... 3

### ○ 海区漁業調整委員会指示

2 まき餌船釣り等の禁止等 ..... 3

### ○ 訓令

\*34 和歌山県職員研修規程の一部を改正する訓令 (人事課)..... 5

## 規 則

### 和歌山県規則第41号

和歌山県訓練手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

和歌山県訓練手当支給規則（昭和42年和歌山県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第11号中「5年」を「10年」に改める。

附則に次の1項を加える。

5 支給対象者が平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に職業訓練を受けた場合における当該期間内の受講手当の日額は、第5条第2項の規定にかかわらず、700円とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 和歌山県告示第416号

和歌山県報発行規則（昭和25年和歌山県規則第66号）第7条第1項の知事が定める場所を次のように定めた。

平成22年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁情報公開コーナー

### 和歌山県告示第417号

相模原市を全国自治宝くじ事務協議会に加えるとともに、全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定に基づき、その例によることとされる同法第252条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に相模原市を加え、これに伴い全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第3条第2号中「岡山市」の次に「、相模原市」を加える。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

**和歌山県告示第418号**

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成22年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 包括外部監査契約の期間の始期

平成22年4月1日

2 包括外部監査契約を締結した者（以下「包括外部監査人」という。）に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

次の表に定める基本費用の額並びに同表に定めるところにより算定した執務費用及び実費の額を合計した金額に、消費税及び地方消費税の額を加えた金額

基本費用	4,027,700円
執務費用及び実費	<p>執務費用及び実費については、次のとおり算定した金額とし、6,772,300円をもって上限とする。</p> <p>1 執務費用 基本執務費用に外部監査人補助者執務追加費用を加えた金額とする。</p> <p>(1) 基本執務費用 包括外部監査人が監査の結果に関する報告の提出及びそのために行った監査の執務日数に、64,000円を乗じた金額とする。</p> <p>(2) 外部監査人補助者執務追加費用 各外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出及びそのために行った監査の事務の補助の執務日数に当該外部監査人補助者が公認会計士又は弁護士であるときは64,000円を、当該外部監査人補助者が公認会計士補であるときは40,000円をそれぞれ乗じた金額を合算したものとする。</p> <p>2 実費 旅費に關係人出頭費用を加えた金額とする。</p> <p>(1) 旅費 包括外部監査人が、監査の結果に関する報告の提出のために行った監査のために出張（包括外部監査人又は外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出のために行った監査又はそのために行った監査の事務の補助のため、和歌山県の法第4条第1項に規定する事務所の所在地（包括外部監査人が主として監査を実施する場所が同項に規定する事務所以外にある場合には、その所在地）を離れて旅行することをいう。以下同じ。）したときの当該出張に要した費用及び外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出のために行った監査の事務の補助のために出張したときの当該出張に要した費用を非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例（昭和28年和歌山県条例第35号。以下「条例」という。）の例により算定した額とする。</p> <p>(2) 關係人出頭費用 包括外部監査人が、監査の結果に関する報告の提出のために行った監査のために関係人の出頭を求めたときの当該関係人の出頭に要した費用を条例の例により算定した金額とする。</p>

3 包括外部監査人の氏名及び住所

和中修二

大阪府阪南市舞一丁目18番6号

4 包括外部監査人に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査結果の報告後、包括外部監査人の請求に基づき支払う。ただし、基本費用については、必要に応じ前金払する。

和歌山県告示第419号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、和歌山県営住宅使用料の収納事務を平成22年4月1日から次の者に委託した。

平成19年和歌山県告示第610号（使用料の収納事務の委託）は、平成22年3月31日限り廃止した。

平成22年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

御坊市藪677番地 湯川忠

和歌山市和歌浦東三丁目3-33 山本真代

和歌山市神前602番地 島田盛治

和歌山市松江北二丁目7番25号 伊東庸宏

有田郡湯浅町湯浅1880-10 石橋千歌子

西牟婁郡白浜町堅田845-2 古舘忠夫

新宮市井の沢7番26号 中上要

和歌山県告示第420号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、和歌山下津港雑賀崎地区における港湾環境整備施設の使用料の徴収事務を雑賀崎地区連合自治会長中口重喜に委託し、平成16年和歌山県告示第440号（和歌山下津港雑賀崎地区における港湾環境整備施設の使用料の徴収事務の委託）は、廃止する。

平成22年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

海区漁業調整委員会指示

和歌山海区漁業調整委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、和歌山県海面における遊漁のまき餌を使用して行う船釣り及び当該船釣りに係る遊漁案内行為（以下「まき餌船釣り等」という。）について、次のとおり指示する。

平成22年4月1日

和歌山海区漁業調整委員会会長 榎 本 秀 春

- 1 別表の禁止区域においては、まき餌船釣り等の行為をしてはならない。ただし、漁業権者の同意を得た区域については、この限りでない。
- 2 遊漁者及び遊漁船業を営む者は、漁業者の行う採捕行為を妨害してはならない。
- 3 この指示の有効期間は、平成22年4月24日から平成23年4月23日までとする。

別表

漁場の位置	免許権者名（免許番号） 又は関係漁業協同組合名	禁止区域	禁止期間
和歌山市加太地先	加太漁業協同組合 (和共第1号)	全域	周年
日高郡美浜町三尾地先	三尾漁業協同組合	別掲1	11月1日から翌年3月31日ま

	(和共第21号)		で
西牟婁郡白浜町椿地先	和歌山南漁業協同組合	別掲2	周年
有田市宮崎町逢井地先	逢井八角網漁業生産組合 組合長 田伏英雄 (和定第2号) (和定第3号)	定置網の垣網左右100mの区域	周年
有田市千田地先	代表者 狗巻吉明ほか1名 (和定第4号)		
東牟婁郡串本町檜野地先	代表者 永田一仁ほか1名 (和定第8号)		
東牟婁郡串本町檜野地先	株式会社弁天前大敷 代表取締役 堀口春樹 (和定第9号)		11月1日から翌年6月30日まで
	株式会社弁天前大敷 代表取締役 堀口春樹 (和定第10号)		周年
東牟婁郡串本町田原地先	代表者 和歌山東漁業協同組合ほか1名 (和定第11号)		10月20日から翌年6月30日まで
東牟婁郡太地町地先	太地水産共同組合 理事長 東忠生 (和定第12号)		10月20日から翌年6月30日まで
	太地水産共同組合 理事長 東忠生 (和定第13号)	5月1日から12月31日まで	
東牟婁郡那智勝浦町宇久井地先	宇久井漁業協同組合 (和定第14号)	10月20日から翌年7月31日まで	

## 別掲1

和共第21号の区域のうち次のアからクまでの点を順次結んだ線と最大高潮時陸岸とに囲まれた区域  
(世界測地系)

- ア 基点第174号 (日高郡日の御崎に設置した標識)  
北緯33度52.86分 東経135度03.48分
- イ 基点第173号 (日高郡日の御崎大倉礁頂上に設置した標識)  
北緯33度52.83分 東経135度03.35分
- ウ 北緯33度52.71分 東経135度02.78分
- エ 北緯33度52.38分 東経135度03.09分
- オ 北緯33度52.35分 東経135度03.49分
- カ 北緯33度52.92分 東経135度06.33分
- キ 北緯33度53.38分 東経135度06.53分
- ク 北緯33度53.51分 東経135度06.53分

## 別掲2

西牟婁郡白浜町椿地先における次のアからウまでの各点を中心とする半径500mの範囲  
(世界測地系)

- ア 北緯33度35.91分 東経135度19.39分
- イ 北緯33度35.16分 東経135度21.49分

ウ 北緯33度34.68分 東経135度20.92分

訓 令

和歌山県訓令第34号

庁中一般  
各地方機関

和歌山県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県職員研修規程の一部を改正する訓令

和歌山県職員研修規程（昭和59年和歌山県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 監察査察課長
- (3) 行政改革課長

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。